

令和6年11月29日

自治会の皆様

益子町総合政策課

ケーブルテレビサービス開始に伴う電柱使用等のためのご説明について

初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より町行政へのご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、広報ましこ11月号でも掲載したとおり、ケーブルテレビ株式会社（以下：「CATV」）は町内での開局に向け準備を進めております。その一環として、下記のとおり電柱等が設置されている土地を所有している方等、事業に関係のある方のご自宅へ着工前に戸別訪問をし、工事の内容等についてご説明をさせていただく場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます

なお、本訪問において金銭を求めること、契約を強要することは一切ございません。

■実施者：CATV から委託された以下の職員

・トランセンス株式会社（6名：飯岡・島田・荒川・野澤・岩本・石川）

※それぞれ、調査従事者証の携帯及び、CATV のオレンジ色のジャンパーを着用してご訪問します。



<前面>



<背面>

<服装>

- ・前面、背面に「ケーブルテレビ」と書かれたオレンジ色のジャンパーを着用しています。
- ・担当者名と顔写真の入った「調査従事者証」を所持しています。
- ・名刺も携帯しています。
- ・基本的に自転車と徒歩で実施いたします。

■対象者・説明内容：町内で CATV の光ケーブルを敷設する予定箇所の以下の方

- ①民地に建つ電柱の地権者の方（電柱使用について）
 - ②支線／支柱を設置する必要のある土地の地権者の方（※支線／支柱設置について）
 - ③新たに電柱を建柱する必要がある土地の地権者の方（※電柱の建柱について）
 - ④上空を CATV 光ケーブルが通過する土地の地権者の方（光ケーブル上空通過について）
- ※②、③について、土地の使用承認が必要な場合は書面での手続きとなります。

■実施期間

- ・令和6年12月18日（水）～令和7年3月
- ・訪問時間：平日8：30～17：00（原則）

※地権者の方のご都合に合わせ、17：00以降に訪問する場合があります。

※平日に2回訪問し、いずれもご不在だった場合には土日祝日で8：00～19：00頃までの時間帯に再度訪問する場合があります。

■調査従事者証（例）

ケーブルテレビ栃木 調査従事者証	
社名	トランセンス株式会社
氏名	〇〇 〇〇 No.01
上記の者は、ケーブルテレビ施設 調査員であることを証明する。	
令和6年8月10日～令和7年3月31日まで有効	
ケーブルテレビ株式会社 印	
栃木市樋ノ口町4-5	

お問合せ

ケーブルテレビ株式会社 大港(おおみなと)・島田 (0120-25-1819)
益子町役場総合政策課総合政策係 仁平・高橋 (0285-72-8830)